

静岡県漁港管理条例（昭和32年静岡県条例第59号）第23条の2の規定により、次のとおり焼津漁港（焼津地区）の漁港施設の一部の指定管理者を指定したので、同条例第23条の3の規定により公示する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川 勝 平 太

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
焼津漁港 （焼津地区）	焼津市城之腰 269番地の9	焼津漁業協同組合 代表理事組合長 西川角次郎	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで